

## 金城弘昌教育長メッセージ

この度、高校生が大麻所持により逮捕されたことについては、本県、児童生徒の健全育成を担う県教育委員会として、大変遺憾であり、強い危機感を感じております。

これまで、県教育委員会では、各学校における薬物乱用防止教育を児童生徒の発達段階に応じ、保健体育などの関連教科やホームルーム活動など学校教育活動全体を通して実施してまいりました。

また、教職員に対しても「学校における薬物乱用緊急対応マニュアル」を作成・配布するとともに、各種研修会を実施し、薬物乱用防止教育の充実に努めてきたところであります。

そのような中で、昨年6月、高校生を含む

12名の若者が大麻取締法違反容疑で摘発され、その際にも、全県の学校には、あらためて、大麻等薬物乱用防止に係る指導を徹底するよう通知し、県立学校緊急校長研修会、緊急生徒指導主任連絡協議会、各学校における緊急集会、PTAや関係機関との連携等、様々な取り組みによる指導の強化に努めてまいりました。

しかしながら、今回また、高校生が大麻所持で現行犯逮捕されたことについては、大変残念であり、本県における若者を取巻く、大麻等薬物乱用の現状については「極めて深刻な事態」であると受け止めております。

我々、教育関係者は、これまでの薬物乱用防止に係る指導や内容が、児童生徒を取り巻く社会状況の変化に対応した適切なものになっているかなどの視点から、取組を再点検し、改善すべき点は改善し、再発防止に取り組まなければなりません。

ご承知の通り、薬物は、自分の意志でコントロールできないほど依存性が高く、薬物を入手しようとして犯罪行為を行ったり、その他の社会生活にも悪影響が出ます。場合によっては、一度使用しただけで、死亡する恐れもあります。

また、薬物は1回使用しただけでも乱用にあたり、薬物依存症の完治はきわめて難しく、児童生徒には「絶対に手を出してはいけない」ことをしっかり認識させ、正しい行動選択ができるよう指導する必要があります。

昨今、児童生徒を取り巻く「薬物」の状況は、スマートフォン等の普及によるインターネットでの違法薬物の購入のしやすさなどから、以前にも増して厳しくなっております。

文部科学省によると近年、違法薬物の乱用により検挙される青少年、とりわけ中高生の事犯が増加しており、その低年齢化の傾向がみられるなどの指摘があり、極めて憂慮すべき状況にあります。

本県においても、近年の10代の薬物乱用等による検挙者数は、平成30年度は高校生2名を含む12名、昨年度は高校生13名を含む25名と増加しており、今年1月から6月上半期だけでも、高校生はいませんが、有職少年等13名となっております。

こうした最近の青少年の薬物乱用事犯の増大の背景には、先ほども申し上げたように容易に違法薬物を入手できる社会的状況や「他人に迷惑をかけなければ、大丈夫」といった青少年の自制心の欠如等の要因とともに、遊び感覚やファッション感覚による使用が指摘されています。

特に大麻については、「有害性はない」等の誤った情報が氾濫しており、青少年の大麻乱用の拡大につながっていると推察されます。

本県の未来を担う児童生徒が、心身共に健やかに成長することは、教職員はもとより全県民の切なる願いであり、我々、教職員は、児童生徒を危険な薬物から守るため一丸となって取り組んでいく必要があります。

県教育委員会としましては、引き続き、学校、家庭、地域、関係機関等と連携し、児童生徒の薬物乱用防止に、努めてまいります。

なお、県高等学校PTA連合会では、啓発チラシの作成を計画しております。各学校において掲示・配布等により活用をお願いします。

結びに、現在が「極めて深刻な事態」であることを再認識し、各学校における薬物乱用防止教育の更なる指導・徹底を強くお願いして私からのメッセージといたします。